

郡山市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に係る手続きに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特定保育に要する費用の額の算定に係る手続きについて、必要事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特定保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）において使用する用語の例による。

(対象施設・事業)

第3条 この要綱の対象となる施設又は事業（以下「対象施設・事業」という。）は、国・地方公共団体以外の者が設置する本市内に所在する次の各号に該当する施設又は事業とする。

(1) 法第31条の規定により市長の確認を受けた次のいずれかに該当する施設

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

ウ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 法第43条の規定により、市長の確認を受けた次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月25日郡山市条例第32号）第28条に規定する小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型

ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

第4条 削除

(加減算部分の適用手続き)

第5条 施設の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）は、公定価格の加減算部分の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類を毎年12月28日までに市長に提出し、その認定を受けるものとする。

(1) 施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請・変更申請書（第1号様式）

(2) 職員体制表（第2号様式）

(3) 職員配置状況確認表（第3号様式）

(4) 事業実施状況確認表（第4号様式）

2 前項の規定にかかわらず、居宅訪問型保育事業者は前項第3号及び第4号に掲げる書類の提出を不要とする。

(処遇改善等加算Ⅰの申請に係る添付書類)

第6条 設置者等が処遇改善等加算Ⅰに係る加算率の認定を受けようとするときは、第5条第1

項に規定する書類のほか、加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）（第５号様式）を提出するものとする。

２ 賃金改善要件分の認定を受けようとするときは、賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）（第６号様式）を提出するものとする。ただし、加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅰの適用を受けている施設は、賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ）（第22号様式）を市長に提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）（第６号様式）の作成及び提出を不要とする。

３ キャリアパス要件の認定を受けようとするときは、キャリアパス要件届出書（第７号様式）を提出するものとする。ただし、加算当年度に第12条に規定する処遇改善等加算Ⅱを適用する場合は、キャリアパス要件届出書（第７号様式）の提出を省略するものとする。

（処遇改善等加算Ⅱの申請に係る添付書類）

第７条 設置者等が処遇改善等加算Ⅱの適用を受けようとするときは、第５条第１項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅱの適用を受けている施設は、賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ）（第22号様式）を市長に提出し、職員に対しても周知している場合は、賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）（第11号様式）の作成及び提出を不要とする。

（１）加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）（第８号様式）

（２）平均年齢別児童数計算表（第９号様式）

（３）処遇改善等加算Ⅱ加算対象職員数計算表（第10号様式）

（４）賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）（第11号様式）

（５）職員別研修受講歴一覧（第23号様式）

（処遇改善等加算Ⅲの申請に係る添付書類）

第８条 設置者等が処遇改善等加算Ⅲの適用を受けようとするときは、第５条第１項に規定する書類のうち第１号から第２号のほか、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅲの適用を受けている施設は、賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ）（第22号様式）を市長に提出し、職員に対しても周知している場合は、賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）（第13号様式）の作成及び提出を不要とする。

（１）加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅲ）（第12号様式）

（２）賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）（第13号様式）

（３）平均年齢別児童数計算表（第９号様式）

（小学校接続加算の申請に係る添付書類）

第９条 設置者等が小学校接続加算の適用を受けようとするときは、第５条に規定する書類のほか、小学校接続加算に係る調書（第14号様式）を提出するものとする。

（栄養管理加算の申請に係る添付書類）

第10条 設置者等が栄養管理加算の適用を受けようとするときは、第５条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

（１）栄養管理加算に係る調書（第15号様式）

（２）栄養士の配置が確認できる書類

（設置者等への加減算部分の適用の認定通知）

第11条 市長は、加減算部分の適用について認定した場合は、施設型給付費等に係る加算（調

整) 認定通知書(第16号様式)により設置者等に通知するものとする。

(加減算部分の適用の変更申請)

第12条 設置者等は第11条の規定により認定を受けた加減算部分について、適用の変更を受けようとするときは、変更を適用しようとする月の初日の10日前までに、第5条に規定する書類を提出するものとする。

(加減算部分の適用の変更の認定通知)

第13条 市長は、加減算部分の適用の変更について認定した場合は、第11条の規定を準用するものとする。

(実績報告)

第14条 設置者等は、休日保育加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び施設機能強化推進費加算の適用を受けた場合には、毎年3月31日までに施設型給付費等に係る加算(調整)実績報告書(第17号様式)を市長に提出するものとする。

2 設置者等は第6条第2項に規定する賃金改善要件分の認定を受けたときは、その年度の実績について翌年度5月31日までに賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅰ)(第18号様式)を提出するものとする。ただし、令和5年度分の実績については別に市長が通知する日までに令和5年度賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅰ)(第18号様式)を提出するものとする。

3 設置者等は第7条に規定する処遇改善等加算Ⅱの加算認定を受けたときは、その年度の実績について翌年度5月31日までに賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅱ)(第19号様式)を提出するものとする。ただし、令和5年度分の実績については別に市長が通知する日までに令和5年度賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅱ)(第19号様式)を提出するものとする。

4 設置者等は第9条に規定する処遇改善等加算Ⅲの加算認定を受けたときは、その年度の実績について翌年度5月31日までに賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅲ)(第20号様式)を提出するものとする。ただし、令和5年度分の実績については別に市長が通知する日までに令和5年度賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅲ)(第20号様式)を提出するものとする。

5 設置者等は同条第2項から第4項、第6条第2項、第7条、第8条のいずれかを提出する場合は、処遇改善等賃金改善確認書(第21号様式)を併せて提出するものとする。

(書類の省略)

第15条 次に掲げる書類については、市が運用する「特定教育・保育等給付費システム(以降「給付費システム」)」に登録した情報をもって提出したものとみなす。

(1) 職員体制表(第2号様式)

(2) 職員配置状況確認表(第3号様式)

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年2月23日から施行する。

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

この要綱は、令和４年８月15日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年６月13日から施行する。

この要綱は、令和６年７月24日から施行し、令和６年４月１日から適用する。